

(農林水産委員会)

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、市民農園等の多様な農地利用の需要に適切に対応するため、構造改革特別区域における地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを実施することができる特例措置を全国において実施するとともに、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には市町村等との間で当該農地の適切な利用を確保するための協定の締結を要することとするものである。